

最低賃金を引上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会会議規則（平成28年須賀川市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

令和8年3月16日

経済建設常任委員長 石堂正章

須賀川市議会議長 佐藤瞭二様

最低賃金を引上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書

福島県最低賃金は、令和8年1月1日から、時間額1,033円に引上げられる。

福島地方最低賃金審議会では、今年度の最低賃金の引上げが過去に例を見ない大きな引上げであり、これまで以上に準備期間が必要であることから、発効日を例年より約3か月遅らせた。また、同審議会の「答申」では、「福島県における中小企業・小規模事業者の経営は、エネルギー、原材料価格の高騰等により、依然として非常に厳しい実態にあることを踏まえ、最低賃金を引上げやすい環境整備のために」、政府と福島県に対する要望をまとめている。

最低賃金の引上げのためには、中小企業・小規模事業者に対する、政府の抜本的支援が不可欠である。政府も「2020年代に全国平均1,500円」の達成に向け、最大限の取組を集中的に行う方針を確認しており、早急にすすめることが求められている。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

- 1 最低賃金を引上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者への支援策を抜本的に拡充・強化すること。
- 2 中小企業・小規模事業者の強い要望である社会保険料事業主負担分の減免や給付型支援などを実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月 日

福島県須賀川市議会議長 佐藤 瞭 二

内閣総理大臣

厚生労働大臣 宛

経済産業大臣